

御宿町国土強靱化地域計画【概要版】

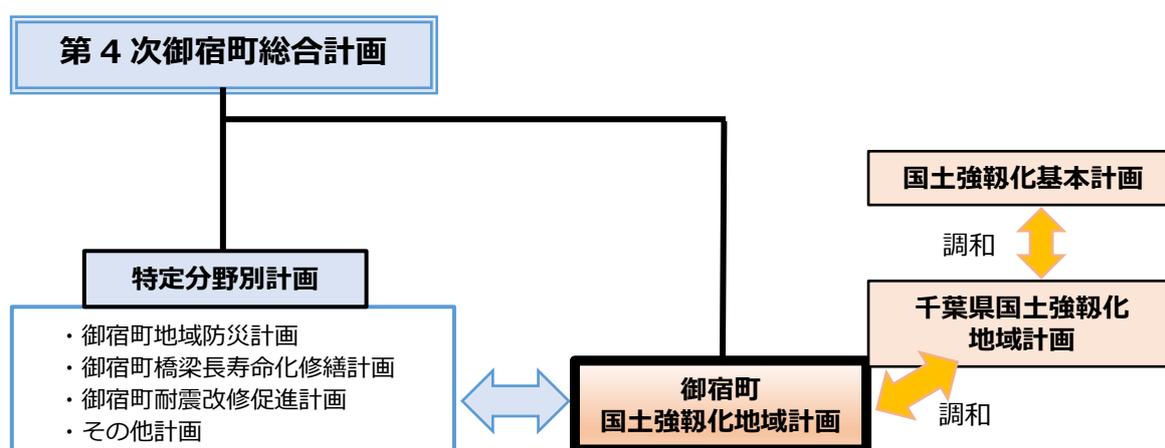
1. 総論

(1) 計画策定の背景と趣旨

- 平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。また、県においても、このような国の動きに合わせて、平成29年1月に「千葉県国土強靱化地域計画（以下「県強靱化計画」という。）」を策定し、施策の推進を図っています。
- これらの状況を踏まえ、本町においても、事前に防災及び減災に係る施策を進め、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な都市をめざし「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、「御宿町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ・計画期間

- 本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。
- 本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の地域強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



- 国の国土強靱化基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画を踏まえ、本計画の計画期間は、5年間（令和3年度～令和7年度）とします。また、必要に応じて検討を加え適宜改善を図るものとします。

(3) 計画の策定の進め方

- 本計画の策定に当たっては、強靱化施策を総合的・計画的に推進するため、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下のプロセスを経て、強靱化の目標や方向性を示し、推進方針を定めました。

第1章 総論

- 1 計画の策定趣旨
- 2 本町の地域特性
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間

第2章 御宿町地域強靱化の基本的考え方

- 1 計画策定の流れ
- 2 強靱化する上での目標の明確化
- 3 本計画の対象とするリスク

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定
- 3 評価の実施手順
- 4 評価の結果

第4章 御宿町地域強靱化のための施策プログラムの策定等

- 1 施策プログラム策定の考え方
- 2 施策推進方針の設定
- 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）
- 4 推進事業の設定
- 5 本町における地域強靱化のための施策プログラム

第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等
- 2 計画の推進方法

脆弱性評価（34 のリスクシナリオ）に基づく、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、17 の重点化プログラムをはじめ、今後必要となる施策を検討。

(4) 強靱化する上での目標の明確化

- 本町では、国の国土強靱化基本計画を基に、強靱化を推進する上での「基本目標」と基本目標をより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定します。

【基本目標】

いかなる大規模自然災害が発生しても、以下の4項目を目標に、応急・復旧・復興を図ります。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- IV 迅速な復旧復興を行うこと

【事前に備えるべき目標】

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

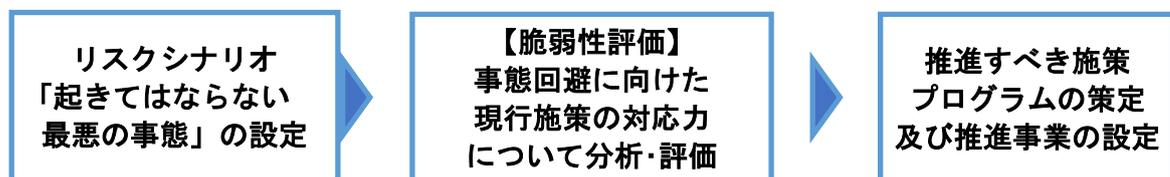
2. 脆弱性評価

■ 脆弱性評価の枠組み ■

脆弱性評価の考え方

- 大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、地域強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。
- 本町としても、御宿町国土強靱化地域計画に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した「プログラムごとの脆弱性評価結果」や「施策分野ごとの脆弱性評価結果」評価手法など「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 国の基本計画で設定されている「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、8つのカテゴリと34の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【評価の実施手順】

- 34の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、関連する現行の施策の推進状況や、現状を改善するために何が課題であり、どのような施策が必要かを検討し、整理しました。
- それぞれの「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価しました。
- 指標値については、関連する各現行計画において定めているものを指標値として掲げました。

【脆弱性評価（「起きてはならない最悪の事態」を回避するための分析・評価）】

- これまでに本町が取り組んでいる施策について、リスクシナリオ及び施策分野ごとに取り組状況を整理するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための課題を分析・評価しました。

- 脆弱性評価の実施に当たっては、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に沿って、①事前に備えるべき目標対象（カテゴリ）、②起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、③指標名及び指標が示される計画、④現在設定されている指標値について、以下のように整理しました。

事前に備えるべき現況指標の整理一覧

事前に備えるべき目標(カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	指標名及び指標が示される計画	現況指標値	
1	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	▽ 住宅の耐震化率 ▽ 町有建築物の耐震化率 ▽ 町立小・中学校の耐震化率 ▽ 社会体育施設の耐震化率 ▽ 指定緊急避難場所の指定状況 ▽ 指定避難所の指定状況 ▽ 福祉避難所の指定状況 ▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画 ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画	70% 81% 100% 100% 3箇所 3箇所 1箇所 — —
		1-2	建物・交通施設等の火災による死傷者の発生	▽ 消防団消防団活性化計画	—
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	▽ 津波ハザードマップ ▽ 津波避難計画 ▽ 御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画 ▽ 防災行政無線同報系のデジタル化率	— — — 100%
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	▽ 洪水ハザードマップ作成状況 ▽ 水防団員数	未策定 153人
		1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、脆弱性が高まる事態	▽ 土砂災害警戒区域指定数 うち土砂災害特別警戒区域指定数 ▽ 土砂災害ハザードマップ作成状況 ▽ 急傾斜地崩落危険区域指定数	163箇所 154箇所 未策定 8箇所
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	▽ 防災行政無線同報系のデジタル化率(再掲) ▽ 避難勧告等に係る具体的な発令基準 ▽ 自主防災組織活動カバー率 ▽ 観光客等津波避難マニュアル ▽ 学校教育計画	100% — 100% — —
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	▽ 防災関係の協定件数 ▽ 食料の備蓄状況 ▽ 飲料水の備蓄状況(1本当たり500ml)	46件 約8,000食 約11,000本
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	▽ ヘリコプター発着可能地点 ▽ 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地	5箇所 1箇所 布施小学校グラウンド
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	▽ エネルギー供給事業所の協定締結数	2社
		2-4	想定を超える帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足(帰宅困難者とは観光、ビジネス等で訪れて御宿町から帰宅できない状態にある者)	▽ 災害時における緊急受入に関する協定	2社
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・救助・救急支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	▽ 医療機関数 ▽ 一般病床数 ▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画(再掲) ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画(再掲)	3機関 10床 — —
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	▽ 御宿町備蓄計画	—

事前に備えるべき目標(カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		指標名及び指標が示される計画	現況指標値
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅低下	▽ 業務継続計画(BCP) ▽ 災害時受援計画 ▽ 千葉県内自治体との相互応援協定 ▽ 御宿町と野沢温泉村姉妹都市災害時相互応援協定書	未策定 未策定 協定済み 協定済み
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	▽ 防災行政無線同報系のデジタル化率(再掲) ▽ エネルギー供給事業所の協定締結数(再掲)	100% 2社
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	▽ 防災行政無線同報系のデジタル化率(再掲) ▽ 自主防災組織のカバー率	100% 100%
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	▽ 事業継続力強化支援計画作成団体	1団体
		5-2	社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止	▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画(再掲) ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画(再掲)	— —
		5-3	重要な産業施設の損壊、倒壊等	▽ 御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画 ▽ 御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画(再掲) ▽ 御宿町農林施設基本計画	— — —
		5-4	基幹的交通機能の停止	▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画(再掲) ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画(再掲)	— —
		5-5	食料等の安定供給の停滞	▽ 御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画(再掲) ▽ 御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画(再掲) ▽ 御宿町農林施設基本計画(再掲)	— — —
		5-6	金融サービス等の機能停止による町民生活等への甚大な影響	▽ 御宿町・地域金融機関との包括連携に関する協定締結数	4行
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)やガソリン、軽油、石油、LPガスサプライチェーン等の機能停止	▽ エネルギー供給事業所の協定締結数(再掲)	2社
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	▽ 御宿町水道施設機能診断更新計画	—
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	▽ 御宿町污水適正処理構想	—
		6-4	地域交通ネットワークが分断される事態	▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画(再掲) ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画(再掲)	— —
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生	▽ 消防団活性化計画(再掲)	—
		7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	▽ 住宅の耐震化率(再掲) ▽ 緊急時輸送道路の整備状況	70% —
		7-3	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	▽ 防災重点ため池の指定 ▽ ため池ハザードマップ	11箇所 —

事前に備えるべき目標(カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		指標名及び指標が示される計画	現況指標値
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	▽ 土砂災害区域等の指定・周知	土砂災害警戒区域 163箇所 土砂災害特別警戒区域 154箇所
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	▽ 御宿町災害廃棄物処理計画 ▽ 災害時受援計画（再掲）	— 未策定
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	▽ 災害時受援計画（再掲）	未策定
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	▽ 御宿町防犯まちづくり計画 ▽ 防犯カメラの設置台数 ▽ 自主防災組織のカバー率（再掲）	— 5箇所 100%
		8-4	緊急輸送道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	▽ 緊急時輸送道路の整備状況（再掲） ▽ 御宿町橋梁長寿命化修繕計画（再掲） ▽ 御宿町トンネル長寿命化修繕計画（再掲）	— — —
		8-5	浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	▽ 御宿町水道施設機能診断更新計画（再掲）	—

3. 強靱化の推進方針

(1) 施策プログラム策定の考え方

- 施策プログラムは、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめました。

(2) 施策推進方針の設定

- 本計画に掲載する推進方針については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や千葉県が推進主体となる施策も数多くあることなどから、施策推進に関わる国、県、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

(3) 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

- 『第4次御宿町総合計画』で掲げる基本目標の実現を図るとともに、千葉県強靱化計画』で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定しました。

(4) 推進事業の設定

- 施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定しました。
- 計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

(5) 本町における地域強靱化のための施策プログラム

- 脆弱性評価で設定した34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムの推進事業を次のようにとりまとめました。

リスクシナリオ34の推進事業一覧

事前に備えるべき目標	項目	推進事業
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 住宅耐震事業の推進 ▼ 安全・安心な道路管理 ▼ 防災拠点施設の耐震化
	1-2 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 空き家・空き地の適正管理の啓発 ▼ 消防団の強化 ▼ 消防施設の強化 ▼ 道路インフラ長寿命化改修事業
	1-3 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 御宿町津波ハザードマップの改定・周知 ▼ 地域防災訓練の実施 ▼ 避難経路や指定緊急避難場所等の周知徹底 ▼ 御宿岩和田漁港海岸保全施設長寿命化計画の改定 ▼ 情報処理・発信体制の整備（防災行政無線、J、Lアラート等の通信手段に連携する複数メディア・情報伝達手段の多重化）
	1-4 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 御宿町洪水ハザードマップの作成 ▼ 集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備 ▼ 水防団の機能強化
	1-5 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 土砂災害ハザードマップの作成（指定箇所の周知） ▼ 荒廃山林における適切な保全管理の啓発 ▼ 防災行政無線の維持管理
	1-6 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 情報処理・発信体制の整備（防災行政無線、J、Lアラート等の通信手段に連携する複数メディア・情報伝達手段の多重化）（再掲） ▼ 災害時避難行動要支援者対策の促進 ▼ 多言語ハザードマップの作成 ▼ 大規模災害に備えた自助・共助の取組強化
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 防災備蓄等整備事業 ▼ 防災井戸の設置 5箇所 ▼ 民間事業者等との物資協定 5社
	2-2 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 情報処理・発信体制の整備（防災行政無線、J、Lアラート等の通信手段に連携する複数メディア・情報伝達手段の多重化） ▼ 通信設備における非常用電源の確保 ▼ 自衛隊、警察、消防等の受援体制の整備
	2-3 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ エネルギー供給事業所との新たな協定締結 ▼ エネルギー調達に伴う資機材の備蓄
	2-4	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 帰宅困難者用備蓄品の整備 ▼ 一時滞在施設の拡充
	2-5 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 医療活動における受援体制の整備 ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）
	2-6	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 御宿町備蓄計画 ▼ 御宿町避難所運営マニュアルの作成
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 業務継続計画（BCP）の策定 ▼ 災害時受援計画の策定 ▼ 職員訓練 ▼ 公共施設の維持管理
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 電源途絶に対する非常電源の確保 ▼ エネルギー供給事業所との新たな協定締結（再掲） ▼ エネルギー調達に伴う資機材の備蓄（再掲）
	4-2 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 防災情報の収集機能強化 ▼ 本町の情報処理・発信体制の整備（行政無線テレホンサービス、Jアラート等の通信手段を活用） ▼ 自治会・自主防災組織の防災に関する知識及び技術の普及
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない	5-1 重点	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 民間企業における業務継続計画（BCP）の策定・普及推進 ▼ 中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進
	5-2	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）
	5-3	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 農林水産業施設の向上
	5-4	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 安全・安心な道路管理（再掲） ▼ 道路啓開の推進 ▼ 迂回路の整備

事前に備えるべき目標		項目	推進事業
		5-5 重点	▼ 農林水産業施設の向上（再掲） ▼ 物流事業者における災害対応力の強化
		5-6	▼ 金融機関の建物等の耐震化 ▼ 金融機関における業務継続計画（BCP）の策定の推進
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 重点	▼ ライフライン事業者の業務継続体制 ▼ 電源途絶に対する非常電源の確保（再掲） ▼ エネルギー供給事業所との新たな協定締結（再掲） ▼ エネルギー調達に伴う資機材の備蓄（再掲）
		6-2	▼ 水道施設の強化 ▼ 応急対策の強化
		6-3	▼ 合併浄化槽の転換補助事業 ▼ 堺川生活排水処理施設修繕事業
		6-4	▼ 安全・安心な道路管理（再掲） ▼ 道路啓開の推進（再掲）
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	▼ 空き家・空き地の適正管理の啓発（再掲） ▼ 消防団の強化（再掲） ▼ 消防施設の強化（再掲） ▼ 道路インフラ長寿命化改修事業（再掲）
		7-2	▼ 住宅耐震事業の推進（再掲） ▼ 安全・安心な道路管理（再掲）
		7-3	▼ 防災重点ため池の対策 ▼ 御宿町津波ハザードマップの作成・周知（再掲）
		7-4 重点	▼ 中山間総合整備事業 ▼ 農業振興地域の見直し事業 ▼ 農地・水保全管理支払交付金事業 ▼ 荒廃山林の整備事業
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	▼ 御宿町災害廃棄物処理計画の推進 ▼ 災害時受援計画の策定（再掲）
		8-2	▼ 建設関係団体等との協定 ▼ 受援体制の策定
		8-3	▼ 御宿町防犯まちづくり計画の推進 ▼ 犯罪防止対策事業 ▼ 町民主体のまちづくり支援事業 ▼ 防災に関する知識及び技術の普及
		8-4	▼ 安全・安心な道路管理（再掲） ▼ 道路啓開の推進（再掲） ▼ 地籍測量事業の検討
		8-5	▼ 水道施設の強化（再掲） ▼ 応急対策の強化（再掲）

4. 計画の推進と進捗管理

(1) 施策ごとの推進管理

- 施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や千葉県等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

- 計画の推進に当たっては、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・県への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、御宿町地域強靱化スパイラルアップを図っていきます。

御宿町国土強靱化地域計画【概要版】

発行年月 令和3年 9月

発行 御宿町 総務課

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地

TEL : 0470-68-2511 FAX : 0470-68-3293